

入 第 1 0 - 2 号  
令和 7 年 4 月 7 日

関係各団体の長 様

埼玉県総務部入札課長  
伊藤 正経（公印省略）

埼玉県建設工事標準請負契約約款第 37 条における前払金の使途拡大の延長に  
ついて（通知）

入札及び契約の適正化の推進につきましては、日頃格別の御協力をいただき、厚くお  
礼申し上げます。

さて、埼玉県建設工事標準請負契約約款第 37 条における前払金の使途拡大について、  
令和 7 年度から下記のとおり適用を恒久化することとしましたので、参考にお知らせし  
ます。

#### 記

- 1 前払金の使途拡大の延長について  
別紙「お知らせ」のとおりです。
- 2 その他  
約款及び別紙「お知らせ」は、埼玉県総務部入札課ホームページ「入札・契約事務  
関係例規集（建設工事等）」(<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0211/kitei.html>) か  
ら御覧いただけます。

担当：入札課企画・公共調達改革担当 石川、岡村  
電話：048-830-2723  
E-mail：a2720-02@pref.saitama.lg.jp